



消防広報



志
不
忘
心

沖縄県消防協会定例表彰（永年勤続15年）

大城 如輝 消防司令補
天久 祐希 消防司令補

中部地区支会定例表彰（永年勤続10年）

與儀 亜衣林 消防団員

中城北中城消防組合

中城北中城消防本部・消防署

〒901-2314 北中城村字大城 404 番地

中城出張所 〒901-2406 中城村字当間 170 番地

TEL 098-935-4747

FAX 098-935-3338

URL <https://www.nakakita-fd-okinawa.jp>



自助・共助・公助について

令和6年1月1日、能登半島地震が発生しました。家屋の倒壊、津波の発生で多くの方が被災し、犠牲となりました。自然災害を発生させないようにすることはできません。このため、災害を理解して被害を予測し、対策を取って被害を軽減する「減災」への取り組みが非常に重要です。

「自助」「共助」「公助」、この三要素をご理解いただき、連携活動を強化していきましょう。

自助

自助とは「自分の命を自分で守ること」

例：家族防災会議、家族との連絡手段を事前に確認する、家具の固定や避難経路の確認、食料や水の備蓄等。

災害対策の基本で、一人一人が防災意識を高め、自分や家族の命を守ることが大切です。



共助

共助とは「近所や地域、職場で助け合うこと」

例：災害弱者（高齢者、障がい者など）宅の家具の固定を地域住民で協力して行う。地域の方々と消火活動や救助活動を行う等。

阪神淡路大震災では、倒壊建物の生き埋めや閉じ込めから救出された人のうち、約8割が家族や近所の方々により救出されたといわれています。

実際の災害では規模が大きいほど公助は受けられないことが多く、自分たちで救助活動を行わなければなりません。日頃から近隣や地域、職場の人たちと協力して防災の取り組みに努めましょう。



公助

公助とは「行政機関が行う救助活動や支援活動のこと」

例：市町村をはじめ県や国、消防・警察等による救助活動や支援活動等。

大規模災害においては、警察や消防も被災し、すぐに対応できないのが現実です。



一般的な災害の助けは自助＝70%、共助＝20%、公助＝10%といわれています。

全ての被災者を迅速に支援するには公助では限界があります。被害を最小限にするために**最も大事なものは「自助・共助」**であり、自助・共助・公助が互いに連携する必要があります。

自主防災組織向け講演及び訓練のお知らせ

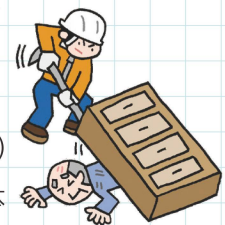
令和6年度に新たな取り組みとして消防署では、自主防災組織向けに「自助・共助」についての講話及び自分たちでできる救助活動訓練を以下のとおり行います。

① 「自分と周りの命は自分たちで守る」自助と共助の講話

場所：公民館等自主防災組織の指定する場所（自主防災組織のない団体も相談可）

② 「ボールなどを使用した重量物除去」の救助活動訓練 ※①の講話を聴講した団体

場所：中城北中城消防署（庁舎建設のため要調整）



☎中城北中城消防署 098-935-4747

令和4年度決算について

令和4年度の決算額は、歳入が605,968千円、歳出が587,415千円となりました。前年度と比較すると、歳入が202,482千円の25.0%減、歳出が198,381千円の25.2%減となりました。

実質収支は、18,333千円（翌年度へ繰り越すべき財源：220千円）で、単年度収支は、△2,231千円の赤字となりました。

財政調整基金については、1,322千円の取り崩しがありました。

歳入予算の減額は、中城出張所建設事業の完了に伴い、地方債の借り入れがなくなったことが主な要因となりました。

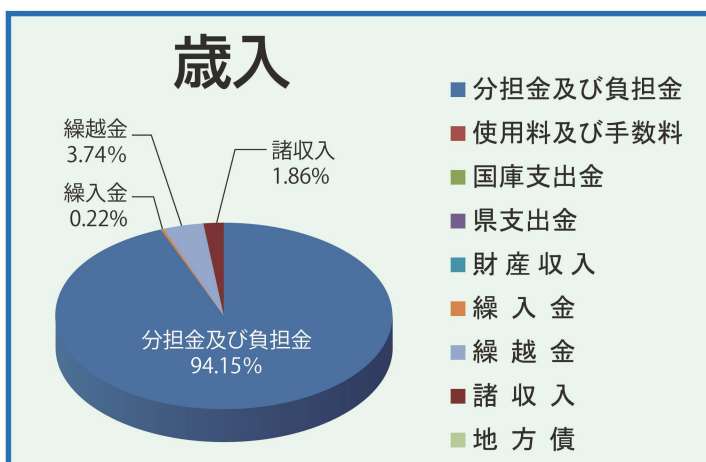
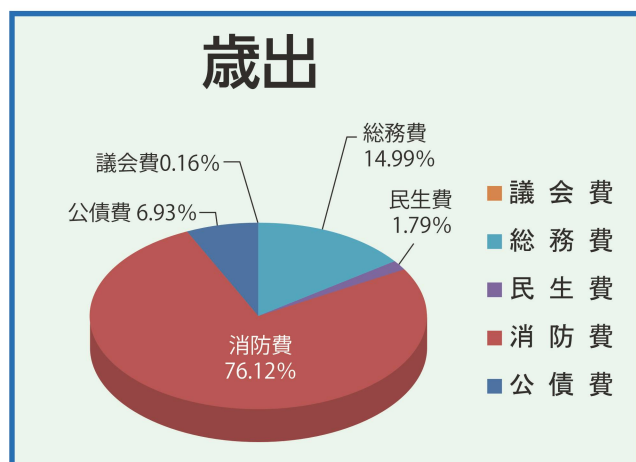
歳出予算の減額についても同様、中城出張所建設事業の完了に伴い、普通建設事業費が大幅に減額し消防費が196,311千円の29.9%減となりました。

(単位：千円)

歳入	令和4年度 決算額 A	令和3年度 決算額 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B×100	構成比(%) A/歳入合計
分担金及び負担金	570,521	567,290	3,231	0.6	94.15
使用料及び手数料	203	472	△269	△57.0	0.03
国庫支出金	0	162	△162	皆減	0.00
県支出金	0	0	0	0.0	0.00
財産収入	0	0	0	0.0	0.00
繰入金	1,322	36,246	△34,924	△96.4	0.22
繰越金	22,654	22,940	△286	△1.2	3.74
諸収入	11,268	14,440	△3,172	△22.0	1.86
地方債	0	166,900	△166,900	皆減	0.00
歳入合計	605,968	808,450	△202,482	△25.0	100.00

(単位：千円)

歳出	令和4年度 決算額 A	令和3年度 決算額 B	増減額 C=A-B	増減率(%) C/B×100	構成比(%) A/歳出合計
議会費	947	955	△8	△0.8	0.16
総務費	88,079	88,530	△451	△0.5	14.99
民生費	10,520	10,180	340	3.3	1.79
消防費	447,160	644,986	△197,826	△30.7	76.12
公債費	40,709	41,145	△436	△1.1	6.93
歳出合計	587,415	785,796	△198,381	△25.2	100.00



子どもの急な病気に困ったら、まず電話!

小児救急電話相談

受診した方が良いのか、様子を見ても大丈夫なのか、看護師や医師が電話でアドバイスします。

小児救急電話相談（#8000）の 相談時間を延長します！

これまで
毎日 19:00～23:00



平成30年10月1日～
平日 19:00～翌朝8:00
土日祝日 24時間対応



子どもがぐったりして、少し熱があるのですが…

夜間の子どもの急な病気に困ったら #8000をプッシュ!

すぐ病院に行って、受診して下さい。

相談窓口

そのくらいの症状なら大丈夫でしょう。もうしばらく様子を見て下さい。



看護師による電話対応、医師の支援



プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは、局番なしの

#8000

※ ダイヤル回線、ひかり電話等、#8000をご利用いただけない場合は、098-888-5230からご利用ください。

◎ 沖縄県

令和5年度 沖縄県石油コンビナート等総合防災訓練

令和五年十一月十六日に『沖縄県石油コンビナート等総合防災訓練』がうるま市で開催されました。本訓練は、特別防災地域における特殊災害の発生を想定し、石油コンビナート等災害防止法、沖縄県石油コンビナート等防災計画及び沖縄県石油コンビナート等総合防災訓練計画に基づき特定事業所及び防災関係機関の緊密な連携の下に総合的な防災訓練を実施することにより、防災関係機関等の連絡調整体制を確立し、災害応急活動の迅速化及び円滑化並びに関係職員や地域住民等の防災意識向上を図ることで、防災体制の強化及び実効性の確保を期することを目的とした訓練です。

今回の訓練では、沖縄ターミナル(株)及び周辺海域を会場とし、関係機関二十三機関(防災関係機関・消防・警察・海上保安庁・陸上自衛隊・自治会・特定事業所等)から約二〇〇名以上が集結し、合同訓練が行われました。当消防本部からは高所作業棟付多目的消防ポンプ自動車小隊が参加しました。

災害想定は、以下の内容です。

『沖縄県地方に強い地震が発生、この地震により沖縄ターミナル(株)の原油タンクにおいてスロッシング現象が発生。これに伴い、浮き屋根上からルーフトレンを伝い原油が流出した。また、金属接触到起因する火花により、火災が発生し、その後タンク全面火災へと発展した。』



令和6年 消防出初式



令和六年一月九日(火)中城出張所において出初式が行われました。今回は、新消防庁舎建設工事の影響から規模を縮小して関係者のみでの開催となりました。

管理者からの訓示で「子どもからお年寄りに至るまで、災害を自分のこととして捉え、災害時には自らの判断で適切な防災行動が取れるよう、住民の防災意識の向上に向けた普及啓発活動の更なる取り組みを期待いたします。」とありました。

※令和3年7月1日からサービスの提供が開始されています

月額料金なしプランは
通話がなければ

利用料0円

緊急通報
無料

緊急時の備えとして

電話リレーサービスにご登録を！

電話リレーサービスとは

聴覚障害者・難聴者
発話困難者 など

手話
…
文字チャット

音声通話

店舗・会社・友人 など

電話リレーサービス
通訳オペレータ

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある人ときこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

サービス内容・ご利用方法のご説明は動画でもご覧いただけます。

登録方法について (登録方法の詳細は、ホームページからでもご覧いただけます。)

1 お手元に、身体障害者手帳(聴覚・言語障害)をご用意ください



2 サービスの登録方法は2通り



または



アプリをダウンロード

資料を郵送 ※

詳細は手話・文字チャットでお問い合わせください



担当者が丁寧にサポートいたします。

※登録資料は、電話リレーサービスのホームページからダウンロードできます。

料金プランについて

以下の2通りからお選びいただくことができます。

月額料 **無料**

●通話料(固定電話着)
16.5円/分(税抜15円)

●通話料(携帯電話着)
44円/分(税抜40円)

月額料 **178.2円/月(税抜162円)**

●通話料(固定電話着)
5.5円/分(税抜5円)

●通話料(携帯電話着)
33円/分(税抜30円)

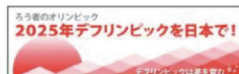
●緊急通報、フリーダイヤルは無料です。ただし、フリーダイヤルをご用意された企業等の都合によって使用いただけない場合があります。
●フリーダイヤル以外の通話で、月17分以上ご利用される際は月額料ありのプランがお得です。 ●通話料は、電話をかけた人が負担します。

●お問い合わせ先

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
一般財団法人日本財団電話リレーサービス

東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア8階

[メール] info@nftrs.or.jp [代表] 03-6275-0910 [FAX] 03-6275-0913



一般財団法人日本財団電話リレーサービスは
デフリンピックを応援しています。



手話・文字チャット
でのお問い合わせ





あなたのアパート 火災に気づかないかも



消防用設備は、いつなごき火災が発生しても確実に機能を発揮する必要があり、日頃の維持管理が重要です。そのため、消防用設備を定期的に点検し、その結果を消防長に報告することが消防法によって義務づけられています。「**現在のアパートに住んで1年以上になるが、点検業者が訪ねてきた覚えがない。**」という方は、迷わず不動産管理会社又は所有者にお問い合わせください。

Q&A

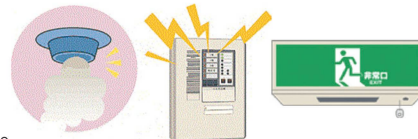
Q1. 消防用設備ってなに？

A. 身近にあるものとして、消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管などがあります。



Q2. 点検や報告の時期は？

A. 点検の内容に応じて、次のように定められています。
・機器点検：6か月ごと（外観や機器の機能を点検します。）
・総合点検：1年ごと（機器を作動させ総合的な機能を確認します。）
・報告期間：防火対象物の用途に応じて次のように定められています。



特定用途防火対象物：1年に1回

飲食店、物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの自主避難することが難しい方が利用する建物

非特定用途防火対象物：3年に1回

共同住宅（アパート・マンション）、事務所、学校、工場などの特定の方が利用する建物

Q3. 点検はどこに依頼したらいいの？

A. 電話帳やインターネット等に掲載されている消防用設備や保守点検の会社情報を参考にしてください。

Q4. 点検報告を行わなかった場合、罰則はあるの？

A. 消防用設備の維持のため必要な措置をしなかった場合（点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者）は、**30万円以下の罰金又は拘留**に処されることがあります。（消防法第44条第11号）また、その法人も同様に処されることがあります。（消防法第45条第3号）

いいかげんな点検を行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*

※（平成11年消防予第145号）



不適切な点検事業者を

ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の方にも周知徹底を！



トラブル防止のポイント！

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。

中城村・北中城村にお住まいの皆さま～ 住宅用火災警報器はここに付けましょう！

設置する場所

子供部屋や高齢者の居室など、
就寝に使われている部屋には取付けましょう。

- 寝室・階段への取付けは義務付けられています。※ 平成 20 年 6 月 1 日からすべての住宅に適用です。
- 台所への取付けもおすすめします。※ 一番出火危険の大きい台所には、是非設置したいものです。



住宅火災では、**逃げ遅れ**が原因で死亡するケースが非常に多く、なかでも**就寝中**に犠牲になってしまう確率が高くなっています。そのため、就寝中であってもいち早く火災に気づくことができるよう**寝室と階段(※)**に『住宅用火災警報器』を設置することが**消防法で義務**づけられています。

また、階段が含まれている理由は、煙は階段を通じて上階へ広がることから、上階の部屋に煙が充満する前に警報を発して避難を促すためです。(※上階にも寝室がある場合が義務です)

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、
ピーピーピー



ピーピーピー
火事です



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



- それでも鳴らない場合は、「電池切れ」が「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

まずは、音を聞いてみてね♪



『住宅用火災警報器』は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。**10年を目安に本体ごと取り換える**ことをおすすめします。設置時期を調べるには設置した時に記入した**設置年月日**又は、本体に記載されている**製造年を確認**してください。